

市民の声に基づき「給費制」の維持を求める会長声明

当会は、昨年5月21日に「司法修習生に対する給費制の存続を求める決議」を採択し、本年6月29日には「司法修習専念義務の重要性に鑑み『給費制』の維持を求める会長声明」を発している。これらにより、当会としては、人権感覚等を養うための司法修習の重要性、それに専念できるための経済基盤の必要性、そして経済的事情にかかわらず多様な人材が法曹となれる制度的基盤としての「給費制」の重要性を訴えてきた。

さらに、本年7月22日には、当会や国立大学法人佐賀大学経済学部法政策講座等の共催により市民集会「法曹養成のあり方を考えるー市民のための法律家の養成をー」を開催したが、約120名の市民の参加を得て、「給費制」について多方面からの議論を行った。

この集会においては、再審無罪が確定した「布川事件」の当事者、法科大学院生、大学教員、報道関係者などによる報告に加え、会場からは全国じん肺訴訟、諫早干拓差止訴訟、薬害（C型）肝炎訴訟、B型肝炎訴訟、情報公開訴訟等の集団訴訟原告経験者や、社団法人佐賀県身体障害者団体連合会、佐賀県労働者福祉協議会、佐賀県連合会、佐賀県労働者総連合、ゆきとどいた教育をすすめる佐賀県連絡会、佐賀県生活協同組合連合会、消費生活専門相談員などの団体・関係者からも「給費制の必要性」についての意見をいただいた。

そこでいただいた意見の主な内容は、以下のとおりである。

「国民の命を守る医師や国の安全を守る自衛隊と同様、国民の人権を守る法律家の養成は国の仕事。貸与制はその法律家の養成の義務を国が放棄することであって、法治国家の根本を揺るがしかねない。」

「司法修習生を1年間ただ働きさせることを認める国の人権感覚に大きな違和感を持つ。その違和感に人権感覚を学ぶべき司法修習生が入り口で直面するという制度に、国民が国の人権感覚に不信を抱くことなる。」

「生活費を蓄えてからでないとならば司法修習に入れなくなる。」

「弁護士は国家とも対峙できるようにするため『民』の立場にあるが、国民の人権を守るという公的役割があるため『私的公務員』ともいえ、その弁護士の養成にも国費を出すことは意義がある。」

「給費制が廃止されるとこれからの弁護士には公的活動の意欲がなくなる虞があり、とても心配。社会的意義のある活動を手弁当でやってくれる弁護士がいなくなったら大変だ。もしそうなれば、それは市民のための司法改革ではない。司法改革にとっての致命傷となる。」

同様の意見は各地で開催されている集会でも多く寄せられているところであり、このような意見も多い中で、「給費制」の廃止をすることは、司法の利用者の意見を無視するものと言わざるを得ず、あらためて「給費制」の必要性を強く訴えるものである。

2011（平成23）年8月22日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰弘